

託送供給等約款の変更届出

2024年9月20日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2024年10月1日を実施日とする託送供給等約款^{※1}の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※2}の規定にもとづき、託送供給等約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。今回の届出は、2024年10月から分割供給^{※3}が導入されることを踏まえ、託送供給等約款の供給条件を見直すものです。

1. 主な変更内容

○分割供給の導入

国の審議会^{※4}において、2024年10月から分割供給を導入すること、分割供給を行う場合の条件等が整理されたことを踏まえ、託送供給等約款の規定を見直します。

2. 実施日

2024年10月1日

以上

※1 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款

※2 電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない

※3 分割供給

高圧または特別高圧の需要者が一の需要場所において、1引込み・1計量により異なる2者の小売電気事業者から電気の供給を受けること

※4 国の審議会

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会